■実務経験該当施設・事業所および該当職種

根拠法		施設・事業の種類	職 種
児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 相談支援専門員 訪問支援員
	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	
	障害児相談支援	障害児相談支援	
発達障害者支援法	発達障害者支援センター		直接対人援助業務を行っている専任の職員 相談支援を担当する職員 発達支援を担当する職員 就労支援を担当する職員
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練（機能・生活・宿泊型） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 自立生活援助 日中サービス支援型共同生活援助 共同生活援助	直接対人援助業務を行っている専任の職員 生活支援員 就労支援員 職業指導員 サービス管理責任者 サービス提供責任者 相談支援専門員 地域生活支援員 就労定着支援員
	障害者支援施設		
	相談支援	一般相談支援（基本相談支援及び地域相談支援） 特定相談支援（基本相談支援及び計画相談支援）	
	地域生活支援事業	市町村地域生活支援事業 都道府県地域生活支援事業	
障害者の雇用促進等に関する法律	障害者就業・生活支援センター		直接対人援助業務を行っている専任の職員 主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		直接対人援助業務を行っている専任の職員
※右記に掲げる施設・事業は、既に廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、受講資格に必要な実務経験の対象になります。	知的障害者福祉工場 心身障害児総合通園センター 児童デイサービス事業 重症心身障害児（者）通園事業 障害児（者）地域療育等支援事業 知的障害者生活支援事業 知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者小規模通所授産施設・知的障害者通勤寮） 児童福祉施設（障害児施設支援） （知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設） 相談支援事業 共同生活介護		直接対人援助業務を行っている専任の職員 児童指導員 保育士 生活支援員 指導員 ケースワーカー 作業指導員 職業指導員 生活支援ワーカー コーディネーター 相談支援専門員
人材育成・研修委員会が個別に認めた施設・事業所			直接対人援助業務を行っている専任の職員・医師・保健師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・社会福祉士・施設長・管理者・公認心理師

※非常勤（臨時）職員の場合は、正職員と比べて3/4以上勤務している直接援助業務に携わる者を対象とする。